

生活援助訪問サービス提供者における一定研修について

板橋区では、総合事業の実施にあたり、区独自の緩和した基準による新たな訪問型サービス「生活援助訪問サービス」の提供を開始します。

当該サービスの人員基準につきましては、「一定の研修受講者」をサービス提供者の要件として定めているところですが、この度、区が必須とする研修カリキュラムを下記のとおり定めましたのでご案内致します。

記

1 具体的研修カリキュラムについて

- (1) 尊厳保持と自立支援
- (2) 介護保険制度の理解
- (3) 高齢者や家族の支援
- (4) コミュニケーション
- (5) 認知症の理解
- (6) 生活支援
- (7) リスクマネジメント・緊急時対応

※上記カリキュラムを含む、事業者が独自で実施する研修を受講した場合も研修修了とみなす。

※区が示すカリキュラムで研修を実施する場合は、少なくとも5時間から8時間を目安に実施すること。

2 演習の実施について

研修受講者は、上記1で示した研修内容を終了した後に、介護技術を習得するために、事業所の有資格者と同行し演習を実施すること。

3 研修修了証の発行について

- (1) 事業者は、研修を修了した者に研修修了証を発行すること。
- (2) 修了証は2部作成し、受講者と事業者で保管すること。
- (3) 研修修了者がサービス提供業務に従事する際には、速やかに勤務体制表等の変更届とともに研修修了証の写しを区に提出すること。

(案)

研 修 修 了 証

1 氏 名

2 生年月日 年 月 日

3 修了年月日 年 月 日

あなたは、板橋区生活援助訪問サービスの従事者として、その研修課程を修了したことを証します。

年 月 日

(運営法人名)

(代表者名)

印